

議案第 6 1 号

京丹後市立学校条例の一部改正について

京丹後市立学校条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日から、京丹後市立吉野小学校を京丹後市立弥栄小学校へ適正配置するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市立学校条例の一部を改正する条例

京丹後市立学校条例（平成16年京丹後市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

京丹後市立吉野小学校	京丹後市弥栄町芋野408番地
京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋558番地

」を

「

京丹後市立弥栄小学校	京丹後市弥栄町木橋558番地
------------	----------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市立学校条例(平成16年京丹後市条例第106号)新旧対照表

現行	改正案																		
<p>京丹後市立学校条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第106号</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第1条関係)</p> <p>(1) 京丹後市立小学校</p> <table border="1" data-bbox="264 587 1088 810"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>京丹後市立吉野小学校</u></td> <td><u>京丹後市弥栄町芋野408番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>京丹後市立弥栄小学校</u></td> <td><u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 京丹後市立中学校 (略)</p>	名称	位置	(略)	(略)	<u>京丹後市立吉野小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町芋野408番地</u>	<u>京丹後市立弥栄小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u>	(略)	(略)	<p>京丹後市立学校条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第106号</p> <p>本則 (略)</p> <p>別表(第1条関係)</p> <p>(1) 京丹後市立小学校</p> <table border="1" data-bbox="1200 587 2024 772"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>京丹後市立弥栄小学校</u></td> <td><u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 京丹後市立中学校 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	名称	位置	(略)	(略)	<u>京丹後市立弥栄小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u>	(略)	(略)
名称	位置																		
(略)	(略)																		
<u>京丹後市立吉野小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町芋野408番地</u>																		
<u>京丹後市立弥栄小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u>																		
(略)	(略)																		
名称	位置																		
(略)	(略)																		
<u>京丹後市立弥栄小学校</u>	<u>京丹後市弥栄町木橋558番地</u>																		
(略)	(略)																		

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和5年6月定例会

議案の 件名	議案第61号 京丹後市立学校条例の一部改正について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	------------------------------	------------	----------------------------

<<政策等の概要>> 京丹後市学校適正配置基本計画に基づき、令和6年4月1日から、京丹後市立吉野小学校を京丹後市立弥栄小学校へ適正配置するものである。	<<市民参加の状況>> 有 ・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。） 該当校区の保護者、地域住民に対して、説明会、意見交換会を重ねて実施するとともに、地域代表、PTA代表、学校関係者等による「吉野小・弥栄小学校づくり準備協議会」で協議を行い、適正配置の実施及び時期、校名等の確認を得た。							
	<<財源措置の状況>>（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）							
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源		
<<政策等の必要性>> 少子化及び学校の小規模化が進行する中であって、子どもたちにより良い教育環境や教育条件を継続的に整えていく必要があることから、令和3年度に京丹後市学校適正配置基本計画を策定した。 複式学級の出現が予測され、小規模化が進行する吉野小学校について、当計画に基づき、該当校区の保護者及び地域住民との協議を重ねた結果、適正配置への理解が深まったと判断されることから、弥栄小学校への適正配置を実施するものである。	<<将来にわたる効果及び経費の状況>> 本市の次代を担っていく子どもたちに、より良い教育環境や教育条件を継続的に提供することができる。							
<<提案に至るまでの経緯>> R4.2.25 京丹後市学校適正配置基本計画策定 R4年度 該当校区の保護者、地域住民への説明会、意見交換会 R5.4.3 教育委員会で吉野小学校の適正配置実施方針承認 R5.4.20 「吉野小・弥栄小学校づくり準備協議会」設置（適正配置の実施及び時期、校名等確認） R5.4.27 例規審査会で条例改正案について審査 R5.5.1 教育委員会定例会で条例改正案について承認	<<総合計画等の整合>> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #fff9c4;">総合計画 計画項目</td> <td style="background-color: #fff9c4;">26</td> <td style="background-color: #fff9c4;">未来を拓く学校教育の充実</td> </tr> </table> ○その他の計画（該当する場合のみ）					総合計画 計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実
総合計画 計画項目	26	未来を拓く学校教育の充実						
	計画名称	京丹後市学校適正配置基本計画						
	策定年度	令和3年度						
	計画期間	令和3年度から令和12年度						
<<政策等の実施時期>> 令和6年4月1日から施行する。	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）					
	教育委員会事務局	学校教育課	有 無					